

平成 18 年 9 月 1 1 日

産業構造審議会環境部廃棄物・リサイクル小委員会  
容器包装リサイクルワーキンググループ  
郡 嵐 孝 座長 殿

廃PETボトル再商品化協議会  
会長 鹿子木 公春

## 要 望 書

### <要望1> 指定法人ルートへの円滑な引渡しについて

本年 6 月 15 日付で「再商品化のための円滑な引渡し」という基本方針が追加された改正容器包装リサイクル法が公布され、衆議院及び参議院の環境委員会において「国内のペットボトル等のリサイクル体制の確保を図るため、市町村によるペットボトル等の安易な輸出を抑制するための措置を講ずること」を趣旨とする附帯決議がなされました。このことは、これまで容リ法で築き上げてきた持続可能な「安全・安心と質の高い国内循環システムである指定法人ルート」を維持することにより、わが国の循環型社会を構築し次の世代へ引き継いでいく上で必要不可欠なことと存じます。

その方針を踏まえ、平成 18 年 6 月 23 日付け事務連絡等で環境省より都道府県宛送付されており、その趣旨は、市町村における分別収集計画の中で収集された使用済みPETボトルの全量を「指定法人ルート」へ引き渡すよう求めていることと理解しております。

しかしながら平成 19 年度の「指定法人ルート」への申込量は、当協議会が市町村等のヒヤリングの状況を見る限り、増加が見込めない状況にあり、私たち再商品化事業者は非常に危惧しているところです。

この状況に鑑み市町村並びに事務組合の皆様においては、長期的視点でご理解を頂くとともに、是非とも当審議会において使用済みPETボトルの再商品化についてはトレーサビリティが明確で安全・安心が担保できている「指定法人ルート」への円滑な引渡しが行われるよう有効な対応策をご審議頂きたいとお願い致します。

### <要望2> 有償入札に係る収入の市町村への拠出について

平成 18 年度は使用済みPETボトルの再商品化の委託において、その大半が有償入札になってしまいました。容器包装リサイクル法の中で、市民や市町村の皆様は、分別・収集・保管という大切な役割を公平に果たされていることを踏まえ、有償入札における資金の配分については、すくなくとも指定法人に再生処理委託をした全ての市町村に公平でインセンティブが働くような仕組みの検討と資金拠出する再商品化事業者の意見を聞いていただける機会をとっていただきますようお願い致します。

## 廃PETボトル再商品化協議会として活動してきた関連資料

容器包装リサイクルシステムの維持・向上に向けた要望書

(平成18年5月：経済産業省等の主務省庁に提出資料抜粋)

使用済みPETボトルの指定法人ルートへの円滑な引渡しのお願

(平成18年7月：全国の市町村長・一部事務組合長に提出資料抜粋)

平成 18 年 5 月吉日

経済産業省

産業技術環境局長殿

P E T ボトル再商品化事業者協議会

## < 容器包装リサイクルシステムの維持・向上に向けた要望書 >

私たちは容器包装リサイクル法（以下容リ法）の立上げに伴いわが国の使用済み P E T ボトルリサイクルシステムの構築に尽力してきた P E T ボトル再商品化事業者 4 0 社で結成された協議会です。2 1 世紀の新しい循環型社会構築の一翼を担うべく容リ法の施行に伴い P E T ボトルのリサイクル事業を最前線で推進して参りました。

しかし非常に残念なことにわが国の P E T ボトルリサイクルシステムは様々な問題が顕在化し、私たち再商品化事業者を取り巻く環境は年を追うごとに厳しさを増し事業者の中には経営破綻をきたすところが出始めております。また、これまで本システムを支えて頂いた再生品利用事業者の皆さんにおかれても供給不安や再生品価格の高騰という大きな犠牲を払わざるを得ない状況に至っており、これまで世界に誇れると思っていた P E T ボトルの容器包装リサイクルシステムが崩壊する状況に突入してしまいました。

こうした状況に陥った大きな原因は、容リ法に基づき分別収集された一般廃棄物の使用済み P E T ボトルが、自治体の指定法人ルート離脱により独自ルートへ変更され、「有償取引」という名の下で「安全・安心」を犠牲にするだけでなくその行く方が不透明なまま、その多くが不適正な海外流出に繋がっていると考えられるからです。ご承知のように平成 1 8 年度の指定法人ルートの分別収集計画量は大幅に減少し 1 4 4 千トン（対前年 2 0 % 減）と 5 年前のレベルまで逆戻りしました。（参考資料 A-1）その結果、原料不足に陥り、従来「処理委託」であった一般廃棄物の使用済み P E T ボトルが、再生処理工場を稼働させるために過激な原料争奪競争をした結果、実力がともなわないまま「マイナス入札価格（ゴミの有償買取）」での取引を余儀なくされるに至ったことが再商品化事業者の経営危機と再生品利用事業者への費用転嫁という悪循環に陥ったことに繋がっています。

私たち再商品化事業者は政府関係省庁・P E T ボトルリサイクル関係団体・指定法人等のご指導の元、「適正処理による安全・安心と品質の確保」に努めるとともに国内循環システムを築いて参りました。しかしこの状態が続くとこれまで培ってきたわが国の循環型社会システムとインフラは崩壊してしまい取り返しのつかないことになるという大きな危機感をもって「P E T ボトル再商品化事業者協議会」を発足させるとともに、当協議会として将来に向けての改善策を早期に打ち出していだきたく、以下について協議会として強く要望するものです。

## < 要 望 >

### 要望(1) 自治体で分別収集される容器法対象廃棄物については、安全・安心で持続可能な国内循環システムである「指定法人ルート」への一元化を

#### < 状況認識 >

家庭で排出される使用済み PET ボトルは「一般廃棄物」であり、収集される PET ボトルの中には、危険で不衛生なものや残渣が必ず伴っております。(参考資料 A-2)

それだけに「指定法人ルート」では、容器法に基づき環境保全対策実施状況の管理・再生品の利用実績の把握・残渣処理のトレース・品質のチェック等々の管理システムで安全・安心で持続可能なシステムが担保されてきました。(参考資料 A-3)

しかしながら、税金で収集された使用済み PET ボトルの多くが「独自ルート」として処理される現状の中で、その「独自ルート」が「安全・安心で持続可能なシステム」であるかどうかについては長い間おろそかにされたまま、海外流出を助長していることに有効な手が打てない状況が見受けられます。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の改正が国において真剣に議論されていることは承知しておりますが、是非とも「円滑な再商品化に向けた国の方針の明確化」の中で、下記要望について明確に見える形にして一刻も早く自治体に対し打ち出して頂くようお願い致します。

#### < 具体的な要望 >

自治体で分別収集された分別基準適合物は原則として「指定法人ルート」で一元的に再商品化処理を行うものとする。

もし「独自ルート」が必要だとすればその管理レベルは「指定法人ルート」と同等の基準とすること。具体的には

#### (1)、分別収集された、使用済み PET ボトルのトレーサビリティの確立と情報開示の義務化をお願いしたい。

「容器法」で収集された使用済み PET ボトルは、たとえ「有償」であっても容器法上の「分別基準適合物」であり、再商品化されることにより「製品の原材料」として使用可能な商品になると認識しております。この認識に立ち容器法を適正運営するため、「独自ルート」といえども「分別」「洗浄」「破碎」「残渣処理」「廃水処理」といった再商品化工程が騒音規制法・振動規制法・大気汚染防止法・水質汚濁防止法・悪臭防止法等とそれらに基づき都道府県が定めた各種条例を遵守した形で行われるよう、指定法人が定めた基準と同等の管理・トレース・手続き・情報開示を自治体に義務付けることで安全・安心な資源循環システムが確保できるようにして頂きたい。

#### (2)、不適正な輸出を防止するために、「水際での厳正なチェック」を税関に徹底して頂くと同時に「処理業者が使用済み PET ボトルを適切に再商品化できる」ことの確認を自治体に義務付けて頂きたい。

海外流出する使用済み PET ボトルの中には「ペール状のもの」や「残渣の付着するフレーク」が含まれ、バーゼル条約に抵触する可能性を否定できないのが現状です。(参考資料 B)

不適正な輸出を防止するための基準としては、現在運用されている「指定法人ルートでの再商品化基準」を適用し、輸出する場合にもこの基準を遵守するシステムを構築して頂きたい。

## 要望(2) 主体間連携の強化を図るべく PET ボトルリサイクルにマッチした「インセンティブの働く仕組み(事業者による資金拠出制度)」の構築を

### < 状況認識 >

自治体で分別収集された使用済み PET ボトルにおいては、その量の伸び悩みと分別基準適合物の品質についてまだまだ課題が残っているのが実態です。(参考資料 A-4) また、同じ容器の缶(アルミ、スチール)に比較し使用済み PET ボトルの再商品化には分別基準適合物の品質が非常に重要であり市民や自治体関係者の協力が必須となります。(参考資料 A-5)

今回の容り法の改正見直しでは「国・自治体・事業者・国民等すべての関係者の連携」を更に進めていくとともに「質の高い分別収集・再商品化の推進」を目指しています。その施策の一つとして、「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」を打ち出しておられます。

しかしながら、使用済み PET ボトルリサイクルについては、多くの関係者や再商品化事業者の努力と PET 樹脂不足に起因した再生品価格の高騰により特定事業者負担の「再商品化費用」が大幅に削減されてきました。特に、最近では国内の原料不足状態により、国内の過剰能力となった再商品化事業者の過激な競争入札を強いられる結果となり、その「再商品化費用」が実力以上に激減、ゼロに近い状態に追い込まれているのが現状です。(参考資料 A-6)

このように「再商品化費用」がゼロに近い状態になっている場合(2006年度は異常なまでの競争入札の結果、落札結果は大幅なマイナスになった。)では費用拠出ができなくなり、目指す「質の高い分別収集・再商品化の推進」のためのインセンティブは働きません。PET ボトルリサイクルに対しては今回の制度「事業者が市町村に資金を拠出する仕組み」は全く機能しないことを認識して頂きたいということです。そのため以下について強く要望致します。

### < 具体的な要望 >

「回収量の拡大」と「リサイクルの質的向上」を目指すとともに市民や自治体にとって「努力が報われるシステム」とするために、現在の PET ボトルリサイクルのように「再商品化費用」がゼロに近い場合にマッチした「事業者による資金拠出制度」の工夫を行い、インセンティブが実質的に働く仕組みを早期に構築して頂きたい。

PET ボトルリサイクルの場合の拠出金のレベルについては、上記の目的に加え、自治体の指定法人ルート離脱防止が可能と考えられる金額レベルとし、特定事業者の皆さんの拠出金と再商品化事業者の拠出金(マイナス入札の場合)を財源として運用するよう

にして頂きたい。

拠出金額の自治体への配分については「指定法人ルート」の自治体に限定するとともに自治体への配分については、上記財源をベースに分別収集品の品質と量に応じて配分する方法等を検討願いたい。

### 要望(3) 上記要望(1)(2)の2007年度完全実施と再商品化事業者に意見具申の場を

#### <状況認識と具体的な要望>

今回の容り法改正とその具体的な施策が見える形になるまでには時間がかかる可能性があります。私達PETボトル再商品化事業者にとっては経営的基盤が危うくなっており残された時間はありません。従い、**なんとか2007年度の前倒し完全実施を強く要望いたします。**

また、国の政策決定の場には「法律上の義務者や識者」で構成されていますが、「当事者の再商品化事業者」が参画できていないため、「問題提起やチェックシステム」が働かず、再商品化事業者から見れば、不公平なシステムとなっています。それぞれの主体（消費者、自治体、特定事業者、再商品化事業者等）が互いに刺激しあって、結果として社会システムが改善の方向に行くような仕掛けが必要です。少なくとも公平なバランスとなるようなシステム構築をお願いしたいと存じます。具体的には、政策・施策の議論決定にあたっては、**再商品化事業者の意見も反映されるような仕組みを構築して頂くようお願い致します。**

尚、その実施が仮に2007年度実施に向け困難であれば、少なくとも下記の要望項目については、前倒しし今年度での実施を是非ともお願いします。

#### <今年度実施が必須なこと>

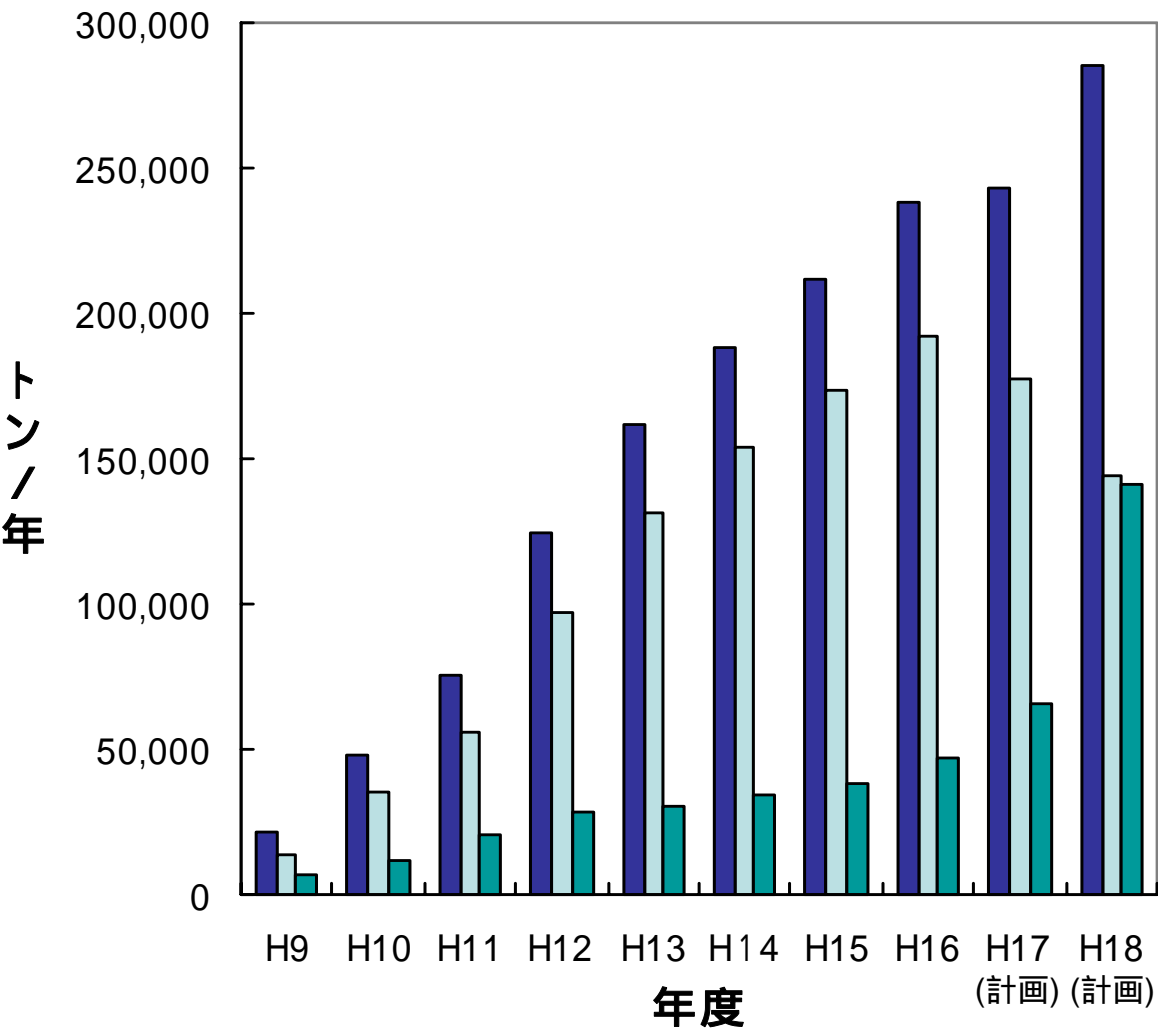
特定事業者からの徴収資金と再商品化事業者の有償入札による徴収資金等の活用により自治体が2007年度において指定法人ルート復帰・離脱防止対策の早期実施（特に自治体への情報発信を出来るだけ早く）を

2007年度収集計画の指定法人予備調査結果を公表実施（2006年7月末）するとともにそれに合わせ環境省は独自ルートのトレーサビリティ等を含めた調査実施を自治体に対し行いその結果の公表を同時期に実施し社会へのアピールを

年度内の「離脱自治体の指定法人ルート復帰」（受け皿の準備）に許可を

以上

# 自治体分別収集量と指定法人収集量の関係(ペットボトル)



■ 自治体分別収集量  
■ 指定法人収集量  
■ 自治体収集量-指定法人収集量

どこに行って、何になったか？  
安全・安心は保証されているか？  
**現状、無管理状態！！**

# Dベールに混入していた不衛生な異物例

不衛生な例：残液等が**腐敗性**



腐敗した残液等



不衛生な例：注射針等の**細菌性**



閉じ込められた注射針





# 容り法 指定法人ルートと自治体独自ルートの「安全・安心」の違い

## < 事業者登録提出条件 >

再生処理事業者登録申込書

- ・施設の能力

再商品化製品引取同意書

- ・再利用事業者毎の製品用途・引取量・価格・品質規格
- ・再利用事業者の代表者印

財務諸表

納税証明書

代表者登録印の印鑑証明書

施設審査関係書類一式

- ・設備ラインフロー図、設備レイアウト図
- ・設備物質収支
- ・設備機器リスト、主要機器の仕様書・外形図
- ・立地付近見取図、配置図
- ・設備能力の設定根拠
- ・操業体制
- ・品質管理
- ・原料及び製品の保管場所の位置、寸法、保管量
- ・建築確認済証のコピー
- ・土地の登記簿謄本 / 土地の賃貸契約書コピー
- ・土地の公図コピー
- ・建物の登録簿謄本……
- ・一般廃棄物処理施設設置許可証及び認定講習修了証のコピー
- ・残渣処理計画書
- ・特定施設設置届のコピー

上記資料提出と現地審査実施、更に再利用事業者の審査実施

再商品化  
事業者  
の責務

指定法人ルートの「安全安心」

## < 実績管理 >

再生処理操業状況(月毎)

- ・実稼働時間・日数

- ・原料投入量

- ・出来高(製品、残渣)

- ・再商品化率

残渣処理実態(半期毎)

- ・残渣種類別の量・処理方法・処理先  
マニフェスト等

原料・中間仕掛・製品・残渣在庫(半期末)

- ・それぞれの品目別・自治体別在庫量

市町村からの引取実績報告書(毎月)

再商品化製品引渡実績報告書(毎月)

再商品化製品受領書(毎月:1-ザ-毎)

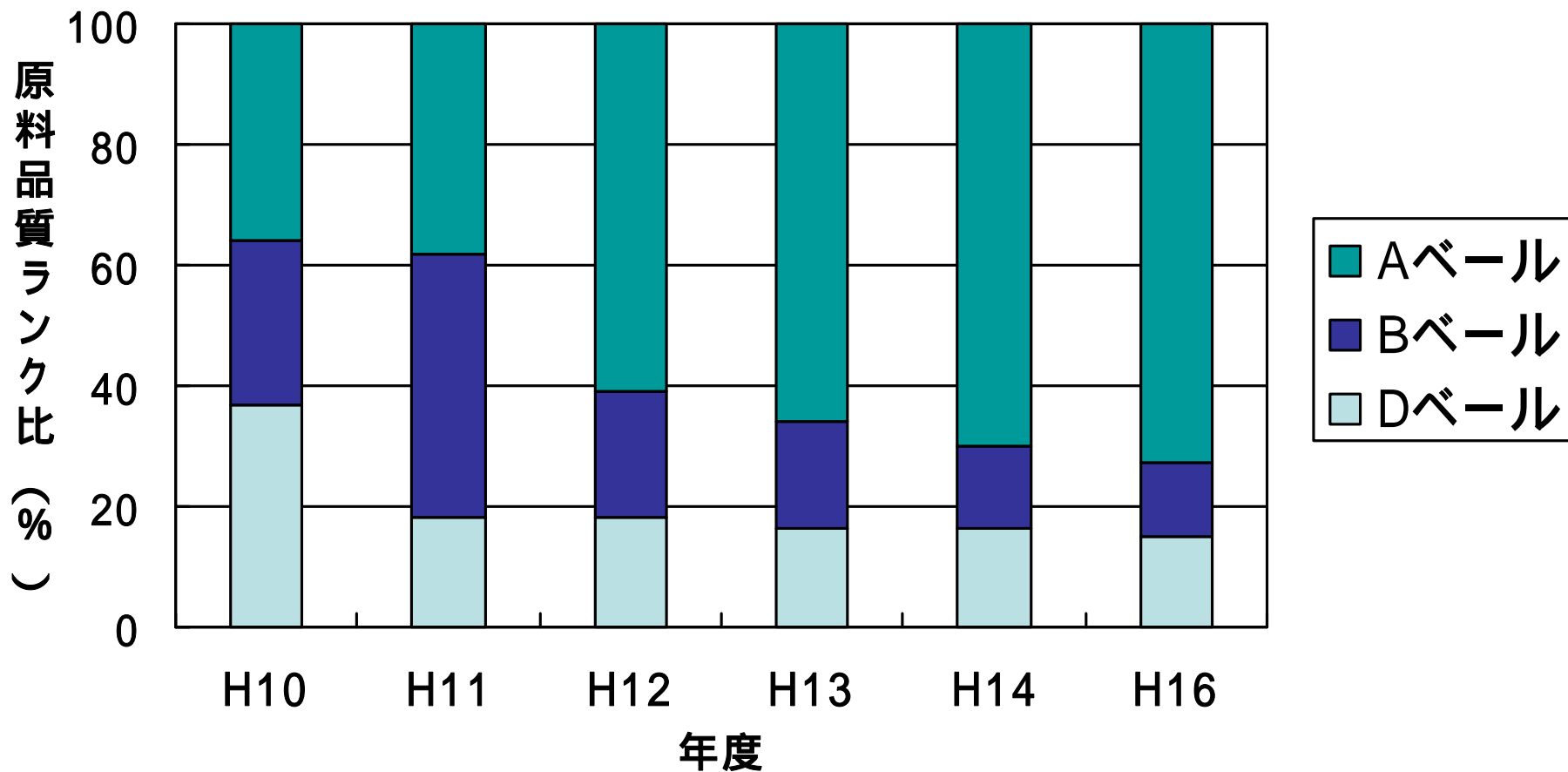
## 自治体独自ルートの不安

「有償」と言うだけで一般廃棄物が  
不安な状態にある

再生品の品質や利用先・残渣処理  
再生処理の環境保全対策実施状況

等々自治体の大半が無管理状態

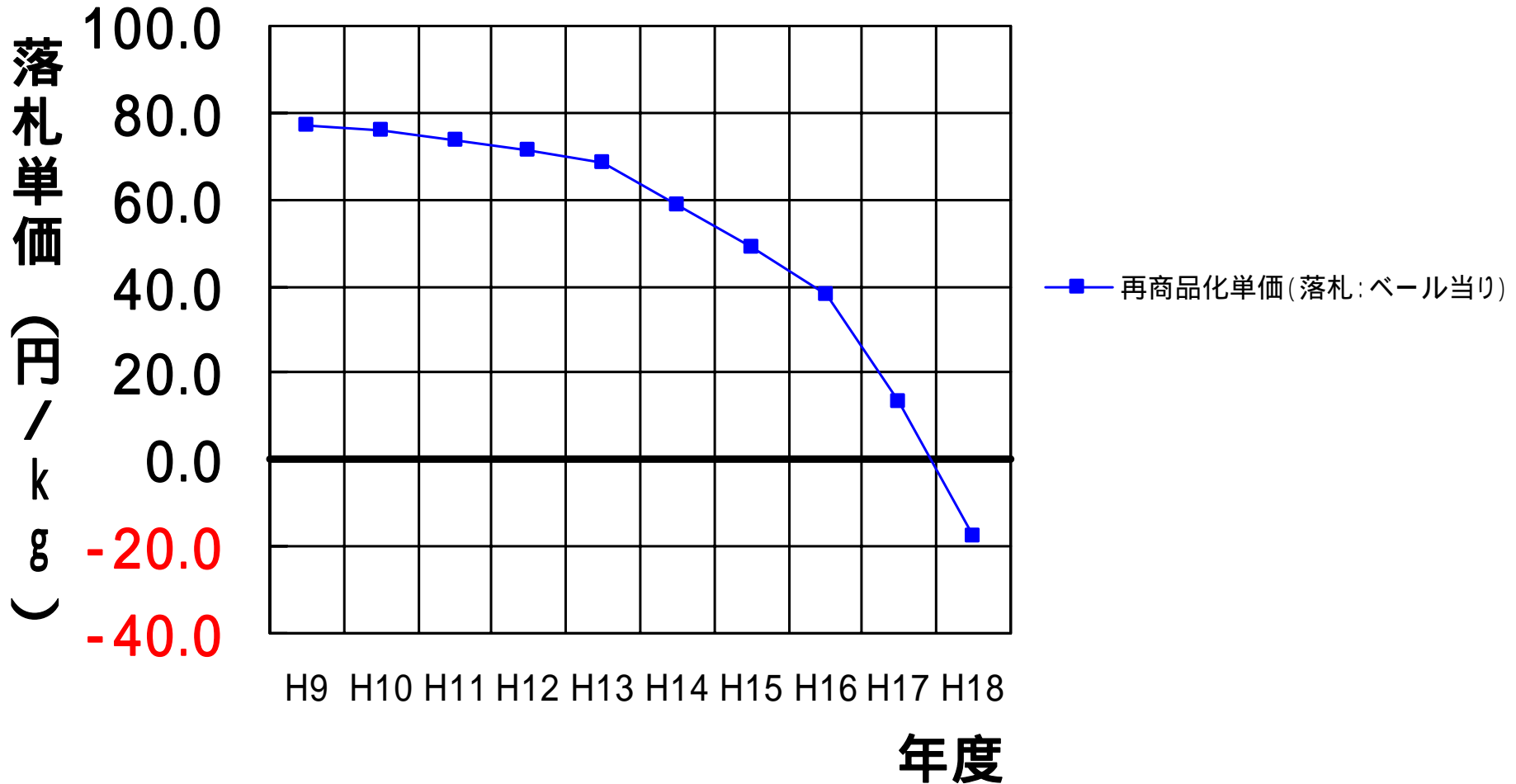
# PETボトル分別基準適合物の品質調査結果(指定法人ルート)



# PET容器と缶容器の違い

	構成	再利用条件	安全・安心		分別・選別の 必要性
			衛生対策	残渣処理	
<b>PET 容器</b>	数種のプラスチック (PET, PP, PS, PE)	低温溶融処理 ( < 300 )	殺菌・毒性への 対応に限界	残渣発生 要処理	市民と自治体の 徹底した協力が 必須
<b>缶 容器</b>	1, 2種の金属 (Al, Fe)	高温スラグ反応 処理 (Al: > 600、Fe: > 1500)	殺菌・毒性への 対応可	残渣はスラグ 化で埋没	市民と自治体の 分別がある程度 必要だが、常識 の範囲で可

# ペットボトルリサイクル再商品化単価推移



平成 18 年 7 月吉日

市町村長・一部事務組合長殿

## 廃PETボトル再商品化協議会

### 「使用済みPETボトルの指定法人ルートへの円滑な引渡しをお願い」

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

市町村並びに事務組合の皆様におかれましては、平素より容器包装リサイクル法に基づき分別収集・保管という大変手間のかかる役割を果たされていることに関しまして、私ども廃PETボトル再商品化協議会会員一同、心から御礼申し上げます。

さて、当協議会は使用済みPETボトルの再生処理事業者 41 社により本年 3 月 1 日に発足致しましたが、発足以来、主務官庁をはじめ関係諸団体の皆様に対して「使用済PETボトルの不適正輸出をなくし、これまで、市町村(分別収集)・再商品化事業者(リサイクル処理)・利用事業者(有効活用)一体となり構築してきた国内循環システムを最大限に有効に活用して頂きたい」という要望を繰り返し行なって参りました。これは、「いわゆる独自の契約による委託ルートの中で、使用済みPETボトルが違法性の高い方法で海外輸出されるなど、リサイクル名目にも関わらず不適正処理が行われている」と言われている現状や、その影響で「年月を掛けて構築してきた国内循環システムが急速に崩壊しつつあり、現在輸出されている使用済みPETボトルが経済環境の変化により輸出不可能になった場合の受け皿としても機能し得なくなりつつあること」などに危機感を強めた当協議会会員の声を主務官庁並びに関係諸団体の皆様に対して訴えかけたものであります。

この当協議会からの要望に呼応したかのように、本年 6 月 15 日付の官報において「事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設」と「再商品化のための円滑な引渡し」という大きな柱が追加された改正容器包装リサイクル法が公布され、衆議院・参議院の環境委員会において「国内のペットボトル等のリサイクル体制の確保を図るため、市町村によるペットボトル等の安易な輸出を抑制するための措置を講ずること」を趣旨とする付帯決議がなされたことは皆様もご承知のことと存じます。

わが国の循環型社会を構築し次の世代へ引き継いでいくためには、これまで容り法で築き上げてきた持続可能な「安全・安心と質の高い国内循環システムである指定法人ルート」を維持していくことが不可欠でございます。

市町村並びに事務組合の皆様においては、長期的視点でご理解を頂くとともに是非とも、ゴミである使用済みPETボトルの再資源化についてはトレーサビリティが明確で安全・安心が担保できている「指定法人ルート」への引渡しをして頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

また、平成 18 年度は使用済み P E T ボトルの再商品化の委託において、その大半が有償入札になりましたが、それに伴い(財)日本容器包装リサイクル協会から、有償分の抛出については、入札において有償となった使用済み P E T ボトルを協会へ引渡した各市町村に対して、それぞれの落札価格に応じて抛出することが適切とのご案内が届いていると思います。しかしながら、これでは同じ数量を協会に委託しても落札価格によって市町村が受け取る抛出金に差が生じますし、輸送コストの掛かる地域や離島等で有償取引が行えない市町村においては、同じ役割を果たしているにも関わらず、配分がないなど不公平な抛出方法となっていると考えます。

容器包装リサイクル法の中で、市民や市町村の皆様は、分別・収集・保管という大切な役割を果たされている訳ですから、有償入札における資金抛出はその対価として、役割に応じて公平に配分される必要があります。すなわち、今年度の落札結果を受けて私ども事業者が支払う金額の予定である 26 億円は、「指定法人ルートにおける各市町村が協会へ委託する数量に応じた金額」で指定法人に再生処理委託をした全ての市町村に配分されるべきだと考えています。そのうえで来年度以降の運用をどうしていくのか・分別の徹底された市町村などには、インセンティブの効いた高い比率で抛出金の配分を行うなど・を煮詰めていくことが必要ではないかとの議論も行いつつあります。

当協議会としては、容器包装リサイクル法において、大切な役割・責任を果たしていらっしゃる全ての市町村に対して努力が報われるような仕組み作りがおこなわれるよう、引続き主務省庁や関係諸機関に働きかけて参りますので、当協議会の活動にご理解・ご支援を賜りたく重ねてお願い申し上げます。

敬具

#### 参考資料

- 1．廃 P E T ボトル再商品化協議会について（名簿添付）
- 2．改正容器包装リサイクル法の概要（産業構造審議会資料より）
- 3．改正容器包装リサイクル法の「付帯決議」（産業構造審議会資料より）
- 4．環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部からの事務連絡（中央環境審議会資料より）
- 5．財団法人日本容器包装リサイクル協会からの連絡（中央環境審議会資料より）
- 6．新聞・雑誌報道記事

平成 18 年 3 月 1 日に設立した「P E T ボトル再商品化事業者協議会」（仮称）を「廃 P E T ボトル再商品化協議会」に改名しました。

## 廃PETボトル再商品化協議会について

### 1. 設立趣旨

3R (Reduce - Reuse - Recycle) の理念の下に 2000 年 4 月循環型社会形成推進法が施行されましたが、その 3 年前の 1997 年から容器包装リサイクル法(容リ法)が既に施行され、家電・食品・建設・自動車リサイクルのモデル法としての取り組みが国家的レベルで始められました。

容リ法の中でPETボトルは利便性・安全衛生性等が広く消費者に受け入れられ飛躍的に需要量が拡大する一方で、そのリサイクルにおいて量的にも品質的にも共に世界のトップレベルに発展して参りました。

しかし、これまで順調にきた使用済みPETボトルのリサイクルも容リ法の 10 年目の見直しに当たり、様々な課題が浮き彫りにされて来ました。

現行の入札制度は使用済みPETボトルのリサイクルに携わる事業者にとって長期経営計画を立てにくく、一方で自治体の独自の契約による委託が増大する中で、使用済みPETボトルの不適正な輸出が増加しております。

「指定法人ルート」による、国内再生処理事業者の一貫したPETボトルリサイクル体制が維持できなければ、国民が排出した使用済みPETボトルのリサイクルを国内で完結することは出来ません。このような事態を憂慮し、現在のリサイクルシステムを更に維持発展させるべく、PETボトル再生処理事業者が参集し、平成 18 年 3 月 1 日に「PETボトル再商品化事業者協議会」を設立致しました。

また、平成 18 年 7 月 13 日には、使用済みPETボトル(一般廃棄物)を我々の工場で適正処理することにより資源(製品)になるということ、ペール(資源ゴミ)のまま、何も手を加えないものは廃棄物であるということを明確に訴えたく、名称を「廃PETボトル再商品化協議会」に改めております。

### 2. 活動内容

「容器包装リサイクルシステム」の維持・向上に向けた諸活動を行う。

PETボトルリサイクル業界の持続的な発展を目指す為の研究開発を推進する。

### 3. 構成メンバー

本会は、容器包装リサイクル法に基づく、使用済みPETボトル再生処理事業を営んでいる 41 社で構成されております。

## 廃PETボトル再商品化協議会

事業者名	〒	住 所	TEL	FAX
北海道ペットボトルリサイクル株式会社	007-0801	北海道札幌市東区中沼町45-58	011-790-2345	011-790-2346
株式会社青南商事	036-8061	青森県弘前市大字神田5-4-5	0172-35-1474	0172-35-1451
社会福祉法人カノンの園	028-5134	岩手県二戸郡一戸町東中山字西田子1447-3	0195-35-2883	0195-35-2884
株式会社佐彦	983-0034	宮城県仙台市宮城野区扇町5-4-7	022-232-1231	022-236-9686
株式会社タッグ	981-0304	宮城県東松島市川下字内響132-17	0225-86-1088	0225-86-1323
ダイワテクノ工業株式会社	989-5506	宮城県栗原市若柳字大林西千刈33-8 エコセンター	0228-35-1501	0228-35-1503
株式会社湯沢クリーンセンター	019-0205	秋田県湯沢市小野字西十日町83	0183-52-5300	0183-52-5222
リサイクル東北株式会社	992-0116	山形県米沢市大字竹井437-1	0238-28-1253	0238-28-0868
株式会社ジー・エス・ピー	965-0064	福島県会津若松市神指町大字黒川字街道西268-1	0242-22-2929	0242-32-1313
トラストサービス株式会社	971-8183	福島県いわき市泉町下川字八合61-4	0246-56-2776	0246-56-7150
小山化学株式会社	323-0819	栃木県小山市大字横倉新田295	0285-27-1511	0285-27-4529
ジャパンテック株式会社	322-0302	栃木県鹿沼市深程990-30	0289-85-7988	0289-85-3758
株式会社速水	370-0006	群馬県高崎市問屋町1-6-5	027-361-2678	027-361-2676
有限会社太盛	330-0046	埼玉県さいたま市浦和区大原5-12-1	048-685-8161	048-685-8144
加藤商事株式会社	350-0826	埼玉県川越市上寺山4-1	049-222-5957	049-222-5973
リソースガイア株式会社	270-2231	千葉県松戸市稔台381-2	047-360-5181	047-360-5185
株式会社丸幸	273-0105	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷3-3-40 東ビル2F	047-443-0903	047-446-5427
株式会社佐久間	263-0005	千葉県四街道市四街道1544-2	043-420-6510	043-420-6506
有限会社石井運輸	290-0204	千葉県原市磯ヶ谷1331-3	043-636-0517	043-636-5652
東京ペットボトルリサイクル株式会社	135-0065	東京都江東区青梅2丁目地先 中央防波堤内側	03-3599-1080	03-3599-1082
合資会社戸部商事	121-0836	東京都足立区入谷8-10-29	03-3897-1156	03-3853-1619
株式会社加藤商事	201-0002	東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-5-15	042-557-1900	042-557-2588
オール・ウェストリサイクル株式会社	210-0014	神奈川県川崎市川崎区貝塚1-13-1	044-221-8825	044-221-8826
JFE環境株式会社	210-0866	神奈川県川崎市川崎区水江町5-1	044-287-1361	044-299-5365
株式会社ペトリバース	210-0867	神奈川県川崎市川崎区扇町12-2	044-366-3500	044-366-2011
株式会社高岡市衛生公社	933-0008	富山県高岡市砺波市太田1877-1	0763-32-9888	0763-32-1598
株式会社魚津清掃公社	937-0807	富山県魚津市大光寺61-1	0765-22-0311	0765-23-0536
株式会社セキ	923-0016	石川県小松市犬丸町丁76-8	0761-21-5532	0761-21-5532
大島産業株式会社	918-8026	福井県福井市洲3-2801	0776-36-5600	0776-35-7221
よのペットボトルリサイクル株式会社	519-1402	三重県伊賀市柘植町字柘原853	0595-45-7800	0595-45-9071
根来産業株式会社	597-8502	大阪府貝塚市二色中町1-1	0724-31-9251	0724-31-9667
帝人ファイバー株式会社	100-8585	東京都千代田区内幸町2-1-1飯野ビル	03-3506-4599	03-3506-4549
小島産業株式会社	595-0805	大阪府泉北郡忠岡町忠岡東3-5-23	0725-23-1122	0725-23-3590
日本合繊株式会社	720-0031	広島県福山市三吉町5-1-40	084-925-5522	084-925-6155
株式会社帝松サービス	791-8041	愛媛県松山市北吉田町77帝人事業所内	089-973-6784	089-973-6983
西日本ペットボトルリサイクル株式会社	808-0021	福岡県北九州市若松区響町1-62	093-761-7733	093-761-7766
株式会社環境開発	819-0384	福岡県福岡市西区大字太郎丸801-1	092-805-3434	092-805-3435
有限会社筒井商店	859-3728	長崎県東彼杵郡波佐見町村木2263	0956-85-7586	0956-85-7587
株式会社井上商店	884-0003	宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋960	0983-23-0472	0983-23-5312
フェイス沖縄株式会社	904-2234	沖縄県うるま市州崎8-20	098-929-0288	098-929-0289
株式会社沖縄計測	904-2234	沖縄県うるま市州崎7-21	098-929-3394	098-929-3360

お問い合わせは、お近くの上記事業者又は、事務局へお願いします。

廃PETボトル再商品化協議会

事務局 小林まで

e-mail: h-kobayashi@jtech-u.co.jp